

地産地消・産直緊急推進事業実施要綱

第1 趣旨

地産地消の取組は、地域の農業者と消費者を結びつけ、食料自給率の向上につながるほか、女性や高齢の農業者、小規模農家に所得や雇用の機会をつくりだし、地域農業や地域の活性化を実現するものとして緊急的な推進が求められている。

特に、大都市をはじめとして地域の新鮮な農畜産物を農業者や産地から直接購入する機会を求める消費者のニーズは十分満たされておらず、こうした需要に対応するほか、学校給食における地場農畜産物の利用を拡大することにより、地場農畜産物の需要を喚起することが急務となっている。

このため、直売施設の機能強化、都市部等におけるインショップの展開、量り売り販売等の新たな直売型の生産・流通・販売システムの確立、仮設型直売施設の試験展開、学校給食における地場農畜産物の利用拡大及び米飯学校給食の推進のための家庭用電気炊飯器の導入について緊急的に支援を行うこととする。

第2 事業実施主体、事業の内容、事業実施等の手続等

事業実施主体、事業の実施期間、事業の内容、事業実施等の手続等は、別紙1から別紙5までに掲げるとおりとする。

第3 助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。

第4 その他

本事業の実施に必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農林水産省総合食料局長又は生産局長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

仮設型直売システム普及事業

第 1 事業の目的

本事業は、大都市においてテント等を用いた仮設型直売施設（以下「マルシェ」という。）の展開を支援し、農業者の所得向上を図るとともに、都市住民の農業に対する理解の促進及び雇用創出を図ることを目的とする。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

第 4 事業の内容等

1 事業の内容

(1) マルシェの設立及び運営

マルシェ開設に係る会場の確保、出店者募集、運営等

(2) 設立・運営技術の調査・普及

マルシェの設立・運営技術の調査・普及、各地域のマルシェへの助言等

2 補助金の額

事業実施主体に対する国の補助金の額は、定額とする。

第 5 事業実施等の手続

1 本事業に取り組もうとする事業実施主体は、総合食料局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、総合食料局長の承認を受けるものとする。

2 次に掲げる事業の実施計画の重要な変更は、1 に準じて手続を行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金の額の 3 割を超える増減

(3) 事業実施主体の変更

第 6 報告

事業実施主体は、総合食料局長が別に定めるところにより、事業実施状況を総合食料局長へ報告するものとする。

第 7 収益納付等

1 事業実施主体は、総合食料局長が別に定めるところにより、当該事業の実

施に伴う収益等の状況を報告するものとする。

- 2 国は、1の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益等が生じたと認める場合には、総合食料局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。